

坂戸市既存木造住宅耐震改修補助金交付要綱

平成 22 年 3 月 19 日

坂戸市告示第 78 号

改正 平成 23 年 3 月 24 日告示第 61 号

改正 平成 24 年 3 月 22 日告示第 65 号

改正 平成 25 年 3 月 25 日告示第 63 号

改正 平成 28 年 2 月 9 日告示第 32 号

改正 令和 3 年 1 月 28 日告示第 29 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、地震による既存木造住宅の倒壊等の被害を防ぐため、既存木造住宅の耐震改修に要する費用の一部を補助することにより、市民が安全で安心して生活できる災害に強いまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 耐震診断 坂戸市既存木造住宅耐震診断補助金交付要綱（平成 22 年坂戸市告示第 77 号。以下「耐震診断要綱」という。）第 2 条に規定する耐震診断をいう。

(2) 耐震改修 耐震診断による安全性の総合評価が 1.0 未満の建築物について、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項に規定する建築士事務所に所属している同法第 2 条第 1 項に規定する建築士が当該評価が 1.0 以上になるように行った改修の設計に基づき、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 3 項に規定する建設業者が工事を実施し、当該建築物の耐震性を確保することをいう。

(補助対象建築物)

第 3 条 補助の対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、耐震診断要綱第 3 条に規定する補助対象建築物で、耐震診断による安全性の総合評価が 1.0 未満と判定されたものとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、補助対象建築物を所有し、かつ、過年度の市税の滞納がない者とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、次に掲げる額の合計額から第2号に掲げる額を差し引いた額とする。

(1) 600,000円を限度に、補助対象建築物1戸につき耐震改修に要した費用の額に100分の23を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に300,000円を加えて得た額(その額が耐震改修に要した費用の額を超えるときは、当該耐震改修に要した費用の額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額))

(2) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の19の2第1項の規定による所得税額の特別控除の額

2 補助金の交付は、補助対象建築物1戸につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ坂戸市既存木造住宅耐震改修補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 付近見取図、配置図及び平面図

(2) 耐震診断の結果報告書の写し

(3) 耐震補強後の耐震診断の総合評価、補強方法を示す設計図書等耐震改修計画の内容が分かるもの

(4) 工事の見積書の写し(耐震補強に係る部分)

(5) 工事を実施する建設業者の建設業許可証の写し

(6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、坂戸市既存木造住宅耐震改修補助金交付・不交付決定通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。

(変更承認申請等)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、補助金の交付申請の内容を変更しようとするときは、

坂戸市既存木造住宅耐震改修変更承認申請書（様式第3号）に第6条各号に掲げる書類のうち必要な書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、承認の可否を決定し、承認を決定したときは、坂戸市既存木造住宅耐震改修変更承認通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。

3 補助対象者は、耐震改修を取りやめるときは、坂戸市既存木造住宅耐震改修取りやめ届（様式第5号）を速やかに市長に提出しなければならない。
（完了報告）

第9条 補助対象者は、耐震改修完了後1か月以内又は当該年度終了の日のいずれか早い日までに、坂戸市既存木造住宅耐震改修完了報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事の費用の内訳書及び契約書の写し
 - (2) 工事の費用の領収書の写し
 - (3) 工事の内容がわかる工事状況写真等
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- （補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による完了報告書の提出があったときは、これを審査し、必要に応じて現地を調査し、補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、坂戸市既存木造住宅耐震改修補助金確定通知書（様式第7号）により、当該補助対象者に通知するものとする。
（補助金の交付）

第11条 前条の規定による補助金確定通知書を受けた補助対象者は、速やかに坂戸市既存木造住宅耐震改修補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。
（補助金の交付決定の取消し及び返還）

第12条 市長は、補助対象者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明したときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金については、その全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (平成23年告示第61号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年告示第65号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年告示第63号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年告示第32号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年告示第29号)

この告示は、公布の日から施行する。